

### 4.3 クラミジア肺炎（オウム病を除く）

#### （１）定義

*Chlamydophila (Chlamydia) pneumoniae*, *Chlamydia trachomatis* の感染による肺炎である。

#### （２）臨床的特徴

*C. trachomatis* は子宮頸管炎を発症している母体からの産道感染で新生児、乳児に間質性肺炎を発症し無熱性である。*C. pneumoniae* は、飛沫感染により３～４週間の潜伏期を経て軽症の異型肺炎を発症する。小児及び高齢者で多く見られる。

#### （３）届出基準

##### ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からクラミジア肺炎が疑われ、かつ、（４）により、クラミジア肺炎患者と診断した場合には、法第１４条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

##### イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、クラミジア肺炎が疑われ、かつ、（４）により、クラミジア肺炎により死亡したと判断した場合には、法第１４条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

#### （４）届出のために必要な検査所見

| 検査方法                                        | 検査材料       |
|---------------------------------------------|------------|
| 分離・同定による病原体の検出                              | 気道から採取した検体 |
| 蛍光抗体法又は酵素抗体法による病原体の抗原の検出                    |            |
| ＰＣＲ法による病原体の遺伝子の検出                           |            |
| 抗体の検出（ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値） | 血清         |